

新潟市個人番号カード再交付手数料免除に関する取扱要領

新潟市個人番号カード（以下「カード」という。）の交付を受けている者が、新たなカードの再交付を申請した場合で、下記のいずれかに該当するときは、新潟市手数料条例（平成12年新潟市条例第12号）第4条第4号の規定により、同条例別表（1）第6項に規定する個人番号カード再交付手数料の全部を免除するものとする。

記

- 1 市長、区長又は地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）の錯誤に基づき、又は過失により、当該カードが使用できなくなったとき。ただし、新たなカードを交付する際に、紛失等の理由により古いカードを市に返納しなかった場合（以下「カード返納義務を履行しなかった場合」という。）を除く。
- 2 天災その他本人の責によらず、カードの交付を受けている者のカードを紛失し、焼失し、著しく損傷し、又はカードの機能が損なわれたために、新たなカードの交付を機構に申請したとき。
- 3 カードの有効期限が満了する日までの期間が3か月未満となった後、新たなカードの交付を機構に申請したとき。ただし、カード返納義務を履行しなかった場合を除く。
- 4 市長又は区長が当該カードに追記を行ったことにより追記欄等の余白がなくなった後、新たに追記事項が発生したとき。ただし、カード返納義務を履行しなかった場合を除く。
- 5 カードの交付を受けている者が、次の各号のいずれかに掲げる理由により当該カードを返納したとき。
 - （1） 市に住民票コード、又は個人番号の変更申請を行い、住民票に記載されている住民票コード、又は個人番号が変更されたとき。
 - （2） 市長、区長又は機構の錯誤に基づき、又は過失により、カードを交付し、又は追記欄等に変更に係る事項を記載したことにより、これを返還する措置をしたとき。
 - （3） 国外転出届を提出したとき。
 - （4） 特別養子縁組届を提出し、住民票に記載されている氏名が修正されたとき。
 - （5） 家庭裁判所に性別変更の申立を行い、変更の審判を受けた後、家庭裁判所から市への通知に基づき、住民票に記載されている性別が修正されたとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は令和2年7月6日から施行する。
（新潟市個人番号カード及び個人番号の通知カード再交付手数料免除に関する取扱要領の廃止）
- 2 新潟市個人番号カード及び個人番号の通知カード再交付手数料免除に関する取扱要領（平成27年10月5日制定）は、廃止する。